

総財第1185号
平成23年10月5日

各部局主管課長 殿

総務部財政課長
(公印省略)

講師等謝礼金支払基準の取扱いについて（通知）

みだしのことについては、昭和63年10月25日付け総財第543号で通知し、運用しているところであります。今般、同通知の別紙備考第1について疑義があったが、加算の取扱いについては下記のとおりであるので、貴管下職員（かい含む）へ周知徹底するようお願いします。

記

別紙備考第1の「4時間越えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。」について

- ・ 4時間までの1時間あたりの単価 : 基準表の金額
- ・ 4時間を超える1時間あたりの単価 : 基準表の金額の半額

〈例〉

部外講師（県内大学教授）に6時間の研修講師を依頼する場合

ア	4時間まで	$5,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 時間}$	$=$	22,000 円
イ	5時間以降	$5,500 \text{ 円} \times 1/2 \times 2 \text{ 時間}$	$=$	5,500 円
		合計（ア＋イ）		27,500 円



総 財 第 543 号

昭和63年10月25日

各 部 局 長 殿

総 務 部 長

研修会、講習会等における講師等謝礼金の支払
基準について

みだしのことについて、昭和52年11月12日付け総財第817
号でもって通知し運用しているところではありますが、他県の状況等
を検討したところ、別紙基準表のとおり改定し、昭和64年4月1
日から適用します。

なお、貴管下各機関にもその旨周知徹底を図りたい。

講師等謝礼金支払基準表

区分				時給単価	備考
部外	県内	学校公官署	大学教員等	教授 5,500円 助 5,000 教 4,000 他	私学教諭等を含む
			国等		
			地方公共団体		
		その他	本省課長級の市町村の長	5,000 4,000	
			医師・弁護士・公認会計士その他	5,500 4,000	
	県外	学校公官署	大学教員等	教授 11,000 助 8,000 教 6,000 他	
			国等		
			本省課長級の市町村の長	8,000 5,000	
		その他	医師・弁護士・公認会計士その他	11,000 6,000	
			大学教員等	教授 4,000 助 3,500 教 3,000 他	
部内	県内	その他	小・中・高校の長	2,000 1,500	医療職給料表(1)適用者
			医師	5,000	
			本省課長級の市町村の長	2,000 1,500	

1 1日4時間までを基本とし、4時間超えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は2時間以内とする。

2 研修会及び講習会等を実施する担当課等の職員には支給しない。

3 県から公社等への出向職員は部内扱いとする。

4 法令等により、単価が明示されているものについては、当該法令等の定めるところによる。

5 講義時間が1時間に満たない場合30分以上は1時間とみなし支給すること。

6 この基準表により、単価が明示されているものについては、当該法令等の定めるところによりあらかじめ協議するものとする。

(基準額より下回って支払う場合も協議すること。)

7 この基準表は昭和64年4月1日から適用する。